

重要経済安保情報保護活用諮問会議（第3回） 議事要旨

1 日時

令和6年8月29日（木）14時00分から15時45分までの間

2 場所

中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室

3 出席者

（委員）

神橋 一彦	立教大学法学部 教授
富田 珠代	日本労働組合総連合会 総合政策推進局総局長
原 一郎	一般社団法人 日本経済団体連合会 常務理事
吉田 直人	株式会社 日経BP 代表取締役会長
渡部 俊也	東京大学未来ビジョン研究センター 教授

（政府側）

高市 早苗	内閣府特命担当大臣（経済安全保障）
平沼正二郎	内閣府大臣政務官
井上 裕之	内閣府事務次官
市川 恵一	国家安全保障局次長
飯田 陽一	内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
彦谷 直克	内閣府大臣官房審議官（経済安全保障担当）
泉 恒有	内閣府大臣官房審議官（経済安全保障担当）
佐々木啓介	内閣府大臣官房審議官（経済安全保障担当）
米山 栄一	内閣府大臣官房審議官（経済安全保障担当）

4 議事概要

（1）高市内閣府特命担当大臣冒頭挨拶

- 本日は第3回重要経済安保情報保護活用諮問会議に出席いただき、御礼を申し上げます。
- 今回は適合事業者への重要経済安保情報の提供等についてご議論いただきたい。
- 重要経済安保情報保護活用法に基づいて民間事業者の方に重要経済安保情報を提供していくにあたっては、まずその事業者が適合事業者であるということが必要になる。
- そのため、適合事業者の認定を受けるには、どのような情報を提出する必要があるのか、行政機関の側はそれをどのような視点で審査をしていくのか、また、適合事業者と認定された後に行政機関との契約にはどのような事項が盛り込まれるか、といったことが主な論点になる。
- これらの点は、民間事業者の方の今後の実務にも影響が及んでいくものであり、分かりやすさの観点からこういったことを今後ルールとして定めていくべきなのかといったことも含め、活発なご議論のほどよろしくお願い申し上げます。

（2）事務局説明

事務局から、資料1及び資料2の内容について説明があった。

（3）自由討議

- 重要経済安保情報保護活用法第10条1項に基づいて事業者に重要経済安保情報を提供する流れについては資料2の2ページの図で示されているところであるが、

これに即していうならば、⑦「契約」の締結がもっとも大きなポイントになる。そうすると、それ以前の①「必要性の判断」から⑥「結果の通知」までは、⑦「契約」の締結に至る準備段階と位置づけることができる。そして、その中でも②の事前の「提案」ということがとりわけ重要ではないかと考えられる。この流れからすれば、まずは提案を行う相手方を選定することから手順が始まることになるが、一般論として言えば、この提案の相手方たる企業をどのように選定するかということが、契約締結の入口ともいえるので、その透明性をいかに担保し、国民の疑念を招かないようにするかが肝要であると思われる。

- ②の事業者への「提案」だが、この「提案」ということの意味・ニュアンスについて関心がある。これは、事務局の説明によると、実際には、企業側から相談がなされることが契機になることもあるとのことであるが、「提案」ということに単に行政からもちかける「相談」以上の意味があるとすれば、法的には、契約の締結に向けて、相手方である事業者との間に、一種の信義則や信義衡平の原則に基づいて信頼関係が形成される一つの端緒になるという意味があるのではないかとと思われる。一般論として、事前の提案の内容に行政機関が拘束されることはないと思われるが、他方、相手方の事業者としては、契約締結に向けて、資料の提出の準備や事業者の組織内での体制の整備などそれなりの準備行為に入ることが考えられるから、行政からなされた提案の内容に対する事業者の信頼が、法的に保護されるということはある。過去の例で言えば、地方公共団体が企業の誘致を行って、企業がこれに応じて参加をしたところ、途中から政策が変わって、誘致政策が撤回されたという有名な事件がある。この事件に関する昭和 56 年 1 月 21 日の最高裁判決では、一定内容の継続的な施策を決定した地方公共団体と、当該施策に適合する特定内容の活動を促す個別・具体的な勧告・勧誘を受けた特定の者との間に、当該施策の維持を内容とする契約が締結されたものとは認められない場合であっても、当事者間の関係を規律すべき信義衡平の原則に照らし、その施策の変更にあたってはかかる信頼に対して法的保護が与えられなければならないということが述べられている。この判示の意味についてはいろいろ議論があると思うが、いずれにせよ、契約締結前においても、状況によっては法的に保護される信頼関係が発生するという点で参考になると思われる。そうすると、契約締結前の段階であっても、適切な情報提供なども含めた相手方とのコミュニケーションが必要となると考えられる。
- 適合事業者の認定に関して、資料 2 の 6 ページ (1) の留意事項の中では、例えば、株式の外資系比率が高いとか役員に外国籍の者がいるといった要素だけで判断するのではなく、あくまで総合的な判断である、ということが述べられている。これに関し留意すべき点は、このような総合的判断を行うにあたっては、2 つの段階があるということである。第 1 の段階は、そもそもある事項を考慮の対象にして良いか否かであって、考慮してはいけない事項を考慮することが許されないことは当然である。問題は、第 2 の段階であって、考慮してもよい事項や考慮しなければならない事項について、どのような事項を重視して、総合的な判断を行うかという、考慮事項相互間の評価や比較の問題が重要である。もとより、今回の「認定」の場合、その点につき客観的な基準を策定することになじむものではないと思われるが、法施行後の事例の蓄積ともあいまって、一定の説明責任や透明性の要請に応じる準備が必要ではないかと思われる。
- 資料 7 ページの契約の締結について、契約に定める事項として例示されたものの中に、「従業者に対する重要経済安保情報の保護に関する教育に関する事項」がある。これについては、秘密の漏えいなど、従業者が無用の事故に巻き込まれないためにも、周知事項の徹底などの研修教育が重要であるということは、当会議でも指摘されてきたところである。クリアランス保有者の範囲がどうなるかとい

うことにもよるが、適合事業者の側で、例えば、人事異動などを考えて、ある程度幅広にクリアランス保有者を確保しておきたいというような要望があるとも伺っているところ、研修や教育の内容・密度もクリアランス保有者とその業務との関係において異なってくる可能性がある。契約において、どの程度、事業者ごとに個別の事情を反映させた中身になるかということが1つ問題となるが、やはり契約締結の段階にとどまらず、契約の履行段階においても、事業者との間で連携を密にすることが、この点に限らず重要であると思われる。またこれは契約手法一般についていえることだが、おそらく契約自体は基本的な取り決めということになって、別途、両者の合意文書が作成されたり、今後の協議に委ねるといった形の合意になる可能性があると思われる。すべて詳細に、疑義がない程度まで具体化した契約を作成して、締結するということは、なかなか難しいのではないかとということである。そうすると、契約関係が成立しても、具体的な事項については、行政の側で策定した一律ルールに従っていただきますというような形になる可能性もある。その点、いずれにしても、契約の締結の段階で、十分に合意の内容を詰めることが望ましい。

- 適合事業者の運用基準を定めるにあたり、適合事業者として手を挙げる民間企業などの予見性を高めておくことが重要である。そのため、適合事業者として秘密を漏らすことがないと行政に判断されるためには、どのような準備が必要なのか、明確にしておく必要がある項目は何なのか、といった観点から意見と確認をさせていただく。秘密の取扱場所の適正管理に関して、特定秘密保護法では施設整備の基準は省庁ごとに定められており、その基準は必ずしも同一ではないと聞いている。重要経済安保情報として、どのような情報を指定するかという点については今後の議論ではあるが、適合事業者によっては複数の行政機関から情報提供を受けることも考えられるため、特に投資が必要となる施設設備の基準については、各行政機関共通の最低基準を定めておく必要があるのではないかと。あわせて、認定の際に事業者が提出する書類などに含まれる社内規定の雛形や、秘密保持に必要な教育のメニューについても、共通の基準を示すことが望ましいのではないかと。
- いかなる職場においても安全第一であるということには変わりがない。秘密を取り扱う場所での労働安全をどのように確保していくのかということも重要な観点である。労働安全の確保については、厚生労働省などとも調整をいただき、運用基準に適切な対応基準を示していただきたい。
- 認定にあたっての審査を受ける際に事業者が提出すべき情報の1つとして、「重要経済安保情報を取扱う予定の場所において個々の情報を管理する者に関する事項」とある。おそらく施設を管理する者であり、情報管理責任者や適性評価責任者とも違う者であることが想定されていると思うが、具体的にどのような人を想定しているのか。当該人物は国籍等について情報を提供する必要があるということなので、管理職のような立場の者であり、一般の従業員ではないということも確認させていただきたい。また、「等」の部分ではどのような情報が検討されているのか。

（事務局より回答）

重要経済安保情報を取扱う予定の場所において個々の情報を管理する者は、情報を保管する場所の責任者、例えばその工場では、工場の管理の責任者などを想定している。国籍等の「等」について、今後運用基準を作成する中で、具体的に想定しているものがあれば記載することになると思うが、現時点で想定しているものがあるわけではない。

- 重要経済安保情報を取り扱う予定の場所があつて、その場所を管理する者だと思うが、具体的に情報に触れる者でないと管理はできないので、工場長ではなく、職場の管理責任者が該当するのではないかと。そうすると、企業によっては、必ず

しも管理職ではないケースも想定される。クリアランスを保有し、かつ情報の保管場所を管理するのにふさわしい者を指定することが明らかになっている方が、運用上誤解を受けないと思う。具体的なルールを書いていく際に、少し丁寧に記載していただけるとありがたい。

- 資料 11 ページの、適合事業者の事情変更の例示について、いずれも、すでに適合事業者として認定されていて、事情が変わったというケースだと見受けられる。そうすると、提供された重要経済安保情報を使った検討が、すでに企業内で進行されていると想定されるが、改めて適合事業者として認定されるまでの間は、企業内の検討はどのように取り扱われるのか。業務を停止しなければならないのか。また、仮に適合事業者としての認定が取り消された場合、企業に生じる損害は、資料 7 ページの契約の条項で見ると、企業が負うことになると思うが、そのような認識で正しいのか確認させていただきたい。おそらく再調査の間は、事業は継続できることが前提になろうと思うが、仮に認定が取り消された場合には、事業そのものをやめなければならないと想定されるので、少なからず、労働者にも影響があると考えられる。したがって、運用基準の中で、具体的に示すことではないと思うが、事情変更の取り扱いについては、慎重な対応が必要な場面も出てくるかと思うので、そのことも念頭にした対処を検討いただきたい。
- 中小企業等への支援のあり方について確認をさせていただきたい。特に中小企業には適合事業者として認定されるにあたって相当な負担が発生することが想定される。有識者会議の最終とりまとめや衆参の附帯決議でも、合理的な範囲内で支援のあり方について検討することとなっているため、今後どのような検討がなされるか示していただきたい。

（事務局より回答）

昨年の有識者会議の最終とりまとめにも記載したとおり、秘密の提供が調達契約に伴って行われる場合には、基本的にはその調達価格に反映されるものと考えている。他方、調達ではなく、我が国の安全保障の観点において、行政機関から事業者にも協力を求めるというケースにおいては、支援するということはあると考えている。この場合には、企業への支援の必要性も含めて、各行政機関によって判断していただくものとする。

- 現時点の考えはそのとおりかと思うが、例えば、スタートアップ企業などに対して、行政側から情報提供し、その保全を求めるような場合には、スタートアップである以上、潤沢に資金があるわけでもないということも想定されるので、各省庁任せということではなく、一定程度、企業を育てていくという観点からも、どういう支援ならば可能であるといったことも含め、示していただけるものがあれば、今後検討いただきたい。この制度を運用していく上で、行政側にそうした準備があるということは、参加する企業を促していくことにもなるのではないかと思うので、引き続きご検討をお願いしたい。
- 事業者提出を求める資料を検討するにあたっては、経済安全保障推進法の基幹インフラ制度において事業者に対して求めている提出資料が一つの参考になる。また、同じくセキュリティ・クリアランス制度を規定する特定秘密保護法において、どのような提出資料が求められているかについても参考にすべきである。どちらかでないといけないということではなく、それぞれの項目において、適切な方を参照しながら独自に判断すればいいと思うが、その際、その理由、考え方をはっきりさせておく必要がある。例えば、特定秘密保護法と比べて、重要経済安保情報保護活用法で扱う情報の機密度は低いため、特定秘密保護法で提出が求められているものを上回る資料を求められることはないだろうという期待が相当強いのではないかと推察している。その意味では、役員の情報や株主の情報は、特定秘密保護法では求められていないと理解するので、これらに関する資料の提出を求め

- るのであれば、どのような理由で求めるのか、はっきりしていた方がよい。
- 保護管理に関わる規程や教育に関して、ここで求められていることは、申請するにあたり規程を用意すべし、教育や必要な人員体制を整えておくべしということだと思うが、規程や教育に関する事項は、申請段階でどこまでの準備を求められるのか。企業からすると、申請段階では適合事業者として認定されたわけではないため、規程はかなり詰めたものであるにしても、最終決定前のもので良いのか、特に役員会等に諮ったあとの規程でなくても良いのか、といった点が気になるのではないかと。また、教育についても、資料の提出前に、実際に教育を行わないといけないのかどうかとも気になってくると思う。現時点の考えを示したい。（事務局より回答）

ご指摘の趣旨としては、これから信頼性を確認しようとする場面であり、まだ実際に情報を取り扱っていないという段階において、あたかもすでに情報が手元にあるかのような前提で規程をすべて完全に決定をして施行する必要があるか、というお尋ねかと思うが、これは必ずしもそういうものではないと思っている。実際、例えば資料において教育の部分では「教育の実施の計画」としている。従業員の適性評価が済んでいない段階であるため、こういった規定を設けてこういった教育を行う見込みだということでも良い。他方で、ガバナンスがきちんと効いているかということを見させていただくために提出を求めているということでもあるので、事業者の内部である程度の意思決定が終わっているもの、社員への周知や実際の運用までは必ずしも始まっていなくても良いかもしれないが、社内である程度の意思決定が終わっているものを提出いただくということを想定している。

- そうなると資料6ページに、「こうした事項が、社内においてどの程度周知・教育されているか」とあり、認定を受けるにあたって、教育をある程度実施していないといけないのではないかとさせる表現があるが、どう理解すればよいのか。また、規程を社内でも周知することは必要だと思うが、どの範囲まで教育をするのかがはっきりしないと、実際には企業の手間が相当違ってくると思う。「防衛産業保全マニュアル」では、「保全教育」という項目があり、その対象は「関係社員」となっているため、まさにセキュリティ・クリアランスを経た社員に対し実施することが想定されている。おそらくこちらの対象者もかなり限定されてくるのではないと思うが、その点が明確ではない。また、セキュリティ・クリアランスの対象ではない者にまで教育の実施が求められるとすると、情報保全にとってはかえってマイナスになることもあり得ると思うので、もう少し具体的に書いた方がよいと思う。運用基準ではなく、Q&Aやガイドライン等で明らかにするのであれば、それはまたその時、議論するというところで整理していただきたい。（事務局より回答）

「社内にどの程度周知・教育されているか」と記載している趣旨としては、情報を提供する前の段階において普段から社内で秘密情報に関する一般的な教育がなされているか、ということを念頭に置いたものである。

- 資料6ページの認定にあたって、特定秘密保護法との比較において、どの程度のものが施設設備として要求されるのか、ある程度明らかにされていることが予見可能性の観点から重要である。企業においては、特定秘密保護法においては、特に防衛省との関係で求められているものと同じように重たいものが求められることはないだろうという期待があると思うが、そのあたりの考え方も、この時点で伺いたい。

（事務局より回答）

すでに公表されている「防衛産業保全マニュアル」では、保管する場所には、例えば、鉄条網を設けなければならない、原則としては窓を設置してはならない、

設置する場合でも鉄格子を設けて不透明なガラスでなければならない、といったようになっている。ご指摘のように、重要経済安保情報保護活用法においては、機微度において、特定秘密よりも下がるものを対象としているので、必ずしも防衛産業において実務で求められているような厳しいものを、求める必要はないのではないかと考えている。ただ、やはり保全のために最低限必要なもの、ということはあるかと思っているが、その具体的な基準をどう書くかということは、安全保障という問題の性質上、また提供する情報やその事情などによってケースバイケースであるので、運用基準の中に相当具体的なことを書くのはなかなか難しいと思う。例えば、Q&A とかガイドラインといった形で、企業の方に理解いただけるようなものを作っていくというのは大事だと思っているので、そこは検討させていただく。

- 適合事業者における事情変更については、別の委員が言われたことと全く同じ問題意識を共有している。改めて審査を行う事象が生じた場合に、新たに審査を行うまでの間、この適合事業者のステータスはどうか。この資料の書き方では不安を呼ぶのではないかと思うので、ステータスをはっきりさせておいた方がよい。その間、関係ある事業を停止しないといけないのかどうかは、事業者にとっては非常に大きな問題である。

（事務局より回答）

事情変更については、重要経済安保情報を保管する場所が変わる場合と、株主や役員が変わる場合とで、考え方が異なると考えている。保管場所の変更の場合は、基本的には、保管場所を変える前に、新たな保管場所を作りたい旨を申請いただくことを想定している。その上で、新しい保管場所を確認し、その場所が大丈夫かということを確認するというのが実務的な流れであろうと考えている。他方、株主や役員などのガバナンスに関する変更については、理想的には、これも事前に申請いただいて行政側で改めて確認するという流れと思うが、これは現実的ではないと考える。したがって、事後に報告していただくということになり、万が一、変更後の株主や役員のもとでは十分なガバナンスがないと判断した場合には、適合事業者としては認められないことになり、具体的な状況にもよるが、秘密保持契約を解除して、重要経済安保情報が記載された文書等を行政機関に返してもらうということになると考える。

- 特に、例4や例5といった、企業のガバナンスに関する再度の審査がなされている場合には、適合事業者としてのステータスはどうか。維持されるのか。

（事務局より回答）

先ほど、ガバナンスについて、事後の報告でと申し上げたのは、事後の報告をいただいて、適合事業者としての要件を充足しないとの判断がなされるまでの間は、適合事業者として重要経済安保情報を取り扱ってもらうことが現実的ではないかということ。適合事業者としての要件を充足しないという判断をした後に、提供した重要経済安保情報を記載した文書等は引き上げさせていただき、具体的な状況にもよるが、守秘義務契約は解除させていただくということになるかと思う。

- 資料9ページの論点について。一般的には、場合分けして考えていけないといけないうのは分かるが、まだ少し良く分からない。重要経済安保情報を管理し、企業に活用してもらいたいということを考えているのであれば、実際にどのような情報が、どのような流れで企業に共有されていくのかということ、もう少し明確にしていく必要がある。例えば、国際研究共同開発という例示があるが、今回の制度によって実現可能になるような国際共同開発が各省において何件程度あって、ここに従事する者で適性評価が必要になる者が何人程度いるのかということ、事後的にでも構わないが、ある程度公表するなど、具体的な活用事例をもう少し挙げてもらえた方が、企業側もイメージができる。そうすることで、保護・活用

の道が広がっていくのではないかと。今日この場で示すことは難しいと思うので、今後の議論の中で示していただければと思う。

- 資料 10 ページに関して、A 国と B 国とのクリアランスの条件が一致しない場合ということもあると思う。たとえば、A 国が日本で、B 国が他国だとした場合に、今回我々は、その要件を高め設定しておくべきなのか、あるいは中間的というのか、緩めに設定しておいて、情報によって、ケースバイケースで追加の要件を課していくべきなのか。諸外国での実務は分からないが、今回の一連の事務局からの提案というのは、どの程度のレベルで設定されているものなのか。日本はアメリカなどに比べると、制度としては遅れていると考えており、これで良いのかどうか。参考にすべき先例などはあるだろうが、独自の基準で設定したという場合に、B 国からはこんな風にしろと言われたようなときにはどうするのか。特定の行政機関が裁量性を持って判断することなのか、そのあたりの整理を、事務局に伺いたい。

（事務局より回答）

外国政府が保有している安全保障上重要な情報については当然、当該外国の信頼がなければ提供されないというものであり、我が国の制度それから実務を含めて、外国に信頼に足るかどうかを、外国にきちんと説明していくということに尽きるということになると思う。安全保障という問題の性質上、公開の場で具体的に説明するのは困難ではあるが、我々としても運用基準を作るにあたっての考え方などを相手国に理解いただけるよう説明していくし、また、それぞれの行政機関においても、それぞれの行政分野で他国から情報の共有を受けることができるよう、それぞれ考えていくことはあろうと思っている。不明確な説明をしているということではなく、そもそも、相手国から提供される情報の機微のレベルに応じて、どういう保全措置を講ずべきか、あるいは事業者の認定や、適性評価について、どのようなことをしているかについて、情報の区分に応じて、それぞれの国で措置することになる。実際に情報を提供してもらう場合には、相手国側も、日本で同じ程度の保護が実際に行われるのかということとは当然気にする。そのため、外交上のやりとりをして、日本としてはこういうやり方で事業者を認定し、適性評価をやるということを説明し、双方で、ある程度自分たちと同じ保全措置が講じられているかということを確認する。その上で、その後は、この重要経済安保情報と同レベルの情報については、そのような措置が行われるということ、協定や信義則によって信頼を得て、情報が交換されるということになる。ただ何も説明せずに信頼してくれということではなく、具体的な方法について、相互に情報を交換して、その結果として情報が提供される。したがって、当然、同レベルの機微度の情報については、一つ一つがすべて同じ対策で同じ措置であることは求められないと思うが、保全のレベルとして同じものが確保できるかを確認の上で、情報が提供されるということになる。

- 今回の論点として、「手続フローや事業者から提出させる情報、各事項はこれで十分か」という問があるが、今説明いただいた限りにおいては、事務局としては、これが十分なレベルだという理解をしているということか。

（事務局より回答）

大枠としては十分であると考えているが、細部については、今後、色々と決めていかなければならないと考えている。

- 適合事業者の認定において、事業者からの提出を求める情報を具体的に示すことと同時に、認定にあたって、総合的に判断するということであるが、予見性、透明性、説明責任といったことや、国際的に同等と認められるかといった観点からも、もう少し具体化していく必要があるだろう。すべての要素を運用基準に入れるかどうかという点では、今回、運用基準以外にもガイドラインや Q&A のよう

なものを作るという前提なのであれば、振り分けることもあるだろう。

- 施設要件に関しては、やはり特定秘密保護法との比較ということがある。「防衛産業保全マニュアル」においては、施設要件がかなり細かく書いているので、それと比べるとどうなのか。具体的に細かくというよりは、考え方について、そことの比較でどうなるのかということを示すことが必要ではないかと思う。組織要件に関しては、アメリカでは、NISPOM において、クリアランスホルダーの範囲を決める考え方に関して、KMP (Key Management Personnel) という概念を示しており、その他はおそらく運用に落としているのだと思う。今回の資料の「仮に上司であっても、重要経済安保情報を提供してはならないといったことが規程等に照らして徹底されるか」といったことは、その部分かもしれないが、たとえば、大きなプロジェクトが行われる場合に、規程があったとしても、現場においてそれが本当に有効に機能するのかという点もあり得ると思う。もう少しいろんなケースを想定して、考え方を示していく必要があるのではないか。

(事務局より回答)

どこまで具体的な基準を書くということに関しては、安全保障という問題の性質上、提供する情報によってケースバイケースであるため、運用基準の中に、相当具体的な基準を書くのは難しいとは思っている。例えば、Q&A やガイドラインのような形で、事業者の方々に概ねご理解をいただけるものを作っていくのが大事だと考えており、引き続き検討させていただきたい。

- 資料2の6頁にある「重要経済安保情報を取り扱うための手続・ルール」が定められているかどうかということの意味であるが、話を伺っていると、施設に関しては、何らかの基準があって、それに適しているかどうかについて確認がなされ、また手続に関しては、一種のルールが定められているかどうかといったことを確認していくことになるものと理解したが、実際に秘密が守られるかどうかという点は、実際に想定される個別の業務フローに照らして、情報がきちんと取り扱われ、管理されているかという点を確認しなければならないのではないか。これは、一種の情報セキュリティの評価の問題にもなるが、こうした点が適合事業者の認定という手続において想定されているのかといった点について伺いたい。

(事務局より回答)

具体的な業務のフローに照らして、情報保全のリスクや留意すべき点が出てくるということはあると思う。その場合には、各行政機関が契約の中でこうしたリスクへの対処をお願いするということになり、適合性の審査をする中で、その点にきちんと対応できているかを確認することもあるかと思う。ただ、少なくとも、現行の特定秘密保護法において、行政機関から提供する情報は、業務フローの中で誰かが日常的に見ることがあまり想定されているものではなく、ある程度頭の中に入っていて、原本は金庫室のようなところずっと保管されているというようなものであるかと思う。ただ、ご指摘のとおり、重要経済安保情報には様々なものがあり、場合によっては、経営幹部が見て、その経営の意思決定に使うものもある可能性があり、そういう意味では重要経済安保情報が社内で具体的にどう使われるかということも含めて、ガバナンスを効かせて安全に管理してもらえるかどうか、といったことを見るという観点で重要なご指摘かと思う。ただし、運用基準にある程度抽象的な形でどこまで書けるのかということとはご指摘を踏まえて、よく検討させていただきたい。

- 特に第10条第2項に基づくものは、かなり組織的なアウトプットになるため、それを考慮して考え方を示すべきではないかと考える。
- 参考までに申し上げると、情報とは文書そのものではない。文書そのものの管理であれば、その所在や移動をどう考えるかといった観点になるが、情報の管理ということになるとそれにとどまらないものとなる。文書自体が適切に管理されて

いたとしても、話した内容が別室で聞かれているといったことがあれば、それは情報漏えいになる。情報セキュリティを考えれば、標準的な業務フローを想定して、それぞれの局面での漏えいリスクなどをチェックすることが、情報の保全を高めることにつながる。

- 施設のクリアランスの件について、現行の特定秘密の中でも、省庁によって相当な審査基準のばらつきがあるということを聞いている。本件については、先ほど予見性や公平性の確保といった指摘もあったが、省庁によって求められるものが過度に異なるといったことがないように、一定の基準のもとでお示しいただけるとありがたい。
- 役員や株主の情報に関しては、特定秘密保護法では提出を求められていないと理解しているが、こちらでは、そうした情報の提出を求めることについての考え方を教えていただきたい。

（事務局より回答）

株主や役員の情報については、ガバナンスの観点で見ることになる。お渡しした情報を、会社としてきちんと守っていただけるかということを見させてもらうことが必要であろうという観点から、ガバナンスを持って、社内規程を設け、その社内規程を守らせる体制を整備していただけるか、ということについて見させていただく関係から、役員の方や株主についても、一定以上の議決権割合を持っている場合には役員同様の権力を会社経営に対して行使することが可能であるということから、そういった情報についても提出をしていただく必要があると考えている。

- 特定秘密保護法においては、そこまでのガバナンスを要求していないのはなぜか。

（事務局より回答）

我々から申し上げる立場ではないが、特定秘密保護法の場合は、調達契約に伴い情報を提供するということがあり、その適合事業者の認定のための手続きと入札参加資格の審査を一体として考えている、というところがあるのかもしれない。他方で、重要経済安保情報の場合は、調達手続に抛らずに、安全保障のための取組みの際に単に情報を提供するという場面があるため、調達手続や調達参加資格といった側面で見ているものについては、こちらも確認する必要があるのではないか。「防衛産業保全マニュアル」によれば、「保全に関する入札資格審査」ということで、FOCI の有無を含むということになっており、その審査の中には、「事業者に対し潜在的影響力を持つ外国を含む親会社または他の事業者との契約関係及び資本関係」といったことや、「契約の履行に関わる者の一覧表」ということで、「氏名や役職、国籍等」といったことについても資料を提出してもらうようになっており、入札参加を希望する事業者について、外国による所有、支配、影響の部分を含めて、秘密情報を取り扱うにふさわしい体制を確保することができているかという点は審査されている。

- 特定秘密保護法と「防衛産業保全マニュアル」の両者を合わせて考えると、こちらの措置はそれと同等か、あるいはそれを少なくとも上回ることを要求しているわけではないと考えているという理解で良いか。

（事務局より回答）

そのように理解している。

- 一般論として、日本の制度は、入口規制はかなり細かく規定するが、その後の変化に弱いと感じている。11 ページの事情変更の例示についても、役員が交代した場合に事後報告でよいという説明であったが、役員が交代した場合に会社でなにができるかと言えば、最悪のケースでは、認定のために提出した規程そのものを撤廃することもできる。色々なことが想定されるので、必ずしもそこまで細かく書く必要ないかもしれないが、最近の日本は変化に対して非常に弱いため、その

辺はもう少し緻密に考えた方がよいのではないか。

- 今日の議論についての確認だが、従業者に対する研修・教育をどのように実施していくかということに関しては、その具体的な内容や政府と事業者と間との役割分担をどのようにしていくかということが問題になるかと思うが、この点を今後どのように取り扱っていくのか。すなわち、そこでは、さしあたり全体の枠組みがあって、最終的には個々の情報をどう管理していくかという個別論になっていくと思われるが、全体的の方向性のようなものが、今後、この会議で示されるのかについて、見通しがあればお示しいただきたい。

（事務局より回答）

今後は運用基準の案を示してご議論いただくことになると思うが、今ご指摘いただいたような、教育を誰が担って、誰に対してどう行うか、ということについて、運用基準の中で、ある程度示させていただくことになるかと思う。運用基準案については、パブリックコメントにかけるときにご審議をいただくということにはなるかと思う。運用基準そのものは、閣議決定する文章としての粒度がある。ご指摘のあったような基本的な考え方や、制度の骨格となるようなものは、運用基準の中にしっかり示していく。その上で、具体的な運用の詳細については、フレキシブルに見直していくという観点も含めて、ガイドラインや技術的な解説といったようなものも活用して進めていきたい。委員の皆様から見れば、まずは運用の全体像があって、その中から、運用基準で書くものとガイドラインに書くものに振り分けていくのだろう、ということだと思うので、今後の議論でも、委員の方々には、詳細も含めた運用の全体像に関して意見をいただきながら、事務局として、運用基準とそれ以外のものに振り分けていきたい。

- 運用基準に記載することだけではなく、その外側にある Q&A なども含めて議論していくということが確認することができた。先ほどから指摘がある、防衛産業保全マニュアルも、別に閣議決定したものではないが、それらも含めて、我々としてはこの制度をどのように運用していくのかという観点で提案させてもらえればと思う。
- 前回・第2回会議で議論した点について、若干補足をさせていただきたい。今回会議で配布された資料1（第2回会議の議論の整理）2ページの（6）「調査にあたっての視点」の第1点に関してであるが、これは適性評価の調査にいわゆる比例原則が適用されるかという問題ではないかと考えるに至った。比例原則とは、行政活動において目的と手段との均衡が必要であるというもので、とりわけ手段の必要性和相当性を満たすことが求められる。例えば、パトカーで、警察官が罪を犯したと思料する者を追跡すること自体は警察関係法令に照らして必要性が認められるとしても、やり方によっては追跡に伴って一般市民などを巻き込む可能性があるということを考慮すれば、どこまで追跡を継続するかは、手段の相当性の問題として、具体的な状況に応じて別途問題となりうる。この事例とのパラレルでいうならば、適性評価の調査においては、評価対象者のプライバシーの問題とともに、調査が本人のみならず、上司や同僚といった第三者にも関わる。そうだとすると、調査に関しては、必要性だけではなく、相当性の観点から何らかの法的限界がありうるのかという問題になるものと思われる。
- 同じく資料1の（8）「苦情の申出」の第1点についてであるが、前回会議では、不適切な違反行為が適合事業者の組織内で行われた時に、契約の解除以外にサンクションはないのかという点が議論された。そして、そのような場合において、契約解除はかなり強い、いわば最終的な手段であり、場合によっては、比例原則的な観点から均衡を欠くこともありうることから、1つのオプションとして、違反行為の是正に向けて何らかの指導勧告のような行政指導を行うことが選択肢として考えられるのではないかとすることを申し上げた。この点について若干補足

すると、具体的に行政指導をどのような形で行うかについては、個別の不適切な違反行為について、現場の判断において、個別対処として行政指導を行う場合と、ある程度一般化して、行政指導指針の策定も含めて、行政指導を行う場合とが考えられる。今後、具体的な行政指導をどのように行うかが、今後問題なるものと思われる。

- 以上の点に関連して、訴訟リスクの観点から指摘すると、適正評価において、例えば評価対象者がプライバシー侵害で損害を受けたり、不利益取り扱いを受けたという場合、労使間の問題になることは当然であるが、場合によっては、当該評価対象者から、国が事業者に対して適時、適切な行政指導等の措置を行わなかったということで、別途、国家賠償法に基づく損害賠償請求がなされる可能性がある。また、適合事業者の従業者に対する適性評価に関して、適性評価実施責任者は、民間人ではあるものの、適性評価の事務に関わるということで、その行為が、場合によっては、国家賠償法第1条1項の公務員の公権力の行使に該当する可能性があるか、念頭におく必要があるのではないかと考える。

（事務局より回答）

ご指摘の点は、引き続き、事務局内でも議論してまいりたい。

事務局

- 本日は長時間にわたり、熱心なご議論をいただき感謝申し上げます。これにて第3回重要経済安保情報保護活用諮問会議を閉会する。